

簡易株式交換公告

平成 21 年 3 月 9 日

株主各位

福島県郡山市朝日三丁目 7 番 35 号
ゼビオ株式会社
代表取締役社長 諸橋 友良

ゼビオ株式会社（以下「ゼビオ」といいます。）は、平成 21 年 2 月 9 日開催の取締役会において、平成 21 年 4 月 1 日を効力発生日として、株式会社ゴルフパートナー（本店：東京都中央区日本橋本町三丁目 7 番 2 号）をゼビオの完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、公告いたします。

本株式交換は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める完全親会社となるゼビオの株主総会の承認を得ずに行いますので、本株式交換に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内（平成 21 年 3 月 23 日まで）に書面によりその旨をお申し出ください。

また、会社法第 797 条第 1 項に基づきゼビオ株式の買取りを請求される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。

以上